令和８年度香川県男性育休・両立支援企業奨励金事業業務委託に係る
企画提案方式（プロポーザル方式）による公募について（公告）

次のとおり企画提案方式により受託者を公募します。

令和８年 11 月 17 日

香川県知事　池 田　豊 人

**１　公募に付する事項**

（１）委託業務名　　令和８年度香川県男性育休・両立支援企業奨励金事業
（２）委託期間　　契約締結日から令和９年３月 31 日まで
（３）契約限度額　　3,600,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
（４）委託業務の内容　別紙、令和８年度香川県男性育休・両立支援企業奨励金事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

**２　応募資格**

次に掲げる要件を満たす者とします。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者
（２）香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成 11 年香川県告示第 787 号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
（３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号)による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
①会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
②民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
（４）香川県税に滞納のない者

**３　応募方法及び応募資格要件の確認結果の通知**

（１）応募意思表明書等の提出
①提出書類
応募意思表明書及び応募資格要件に適合することを証明する書類(以下「応募意思表明書等」という。)を下記 14 の応募・照会先まで提出してください。(各１部)
ア　応募意思表明書（様式１－１）
イ　応募者概要書　（様式１－２）
以下のウ～エについては、香川県物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されていない者のみ
ウ　香川県税の納税証明書（未納がない旨の証明）
応募者が香川県内に事業所を有さない事業者であっても、未納がない旨を証明するため提出してください。ただし、県税の納税義務がない者（任意団体など）は提

出不要。

エ　決算状況を明らかにする書類（直近の事業年度分）

②提出方法

ア、イについては、持参、郵送（郵便の場合は書留親展とし、信書便の場合は郵便における書留親展に相当する方法に限る。以下、同様とする。）又は電子メールにより提出すること。なお、電子メールで提出する場合は、ＰＤＦ形式に限る。

ウ、エについては、持参又は郵送により提出すること。

電子メールにより提出の際はメールの件名を『令和８年度香川県男性育休・両立支援企業奨励金事業応募意思表明書』とすること。

③受付期間・受付時間

【持参の場合】

（受付期間）令和８年 11 月 17 日（火）から令和８年 11 月 26 日（木）まで

（土・日曜日、祝日を除く。）

（受付時間）８：３０～１２：００、１３：００～１７：１５

【郵送又は電子メールの場合】

（受付期間）令和８年 11 月 17 日（火）から令和８年 11 月 26 日（木）１７：１５まで

（２）応募資格要件の確認結果の通知

応募意思表明書等を提出した者全員に対し、令和８年 11 月 27 日（金）までに応募資格の確認結果を郵送又は電子メールで通知します。応募資格要件に適合した者に限り、企画提案書を提出することができます。なお、提出後に辞退する場合は、辞退届（様式２）を提出してください。

## ４　説明会

本業務の企画提案に係る説明会は開催しません。

## ５　質問の受付及び回答

（１）質問の受付について

応募意思表明書等を提出した者を対象として公募の内容に関する質問の受付を行います。

この公募について質問がある場合は、質問書（様式３）を令和８年 11 月 26 日（木）までに、下記 14 の応募・照会先あてに電子メールにより提出してください。（電話、ＦＡＸ、来訪などによる質問は受け付けません。）

提出の際は、メールの件名を 『令和８年度香川県男性育休・両立支援企業奨励金事業に関する質問』としてください。

（２）質問の回答について

令和８年 11 月 30 日（月）までに、応募意思表明書等を提出した者全員に電子メールで回答します。

## ６　企画提案書等の提出

応募資格要件に適合している旨の通知を受けた者は、企画提案書等を期限までに提出してください。なお、提案は１応募者あたり１案とします。

（１）提出書類

別添１「企画提案書等の提出について」に沿って作成し、７部（正本１部、副本６部）を提出してください。なお、副本６部については、団体名及び代表者の職氏名のほか、商号、商標、その他応募者を判別できる文字、記号等を記載しないこと。

（２）受付期間

令和８年 11 月 27 日（金）から令和８年 12 月７日（月）まで

（土・日曜日、祝日を除く。８：３０～１２：００、１３：００～１７：１５）

（３） 提出方法

下記 14 の応募・照会先まで、持参又は郵送により、期限内必着で提出してください。

## ７　失格事由

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格となります。

①　提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

②　提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。

③　提出書類に虚偽又は不正があったとき。

④　提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

## ８　契約候補者の選定方法

（１）選定方法

応募の受付期間終了後、企画提案書が仕様書の条件を満たしている提案者を対象に、「令和８年度香川県男性育休・両立支援企業奨励金事業業務選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査の上、得点（選定委員会の各委員が、別添２「令和８年度香川県男性育休・両立支援企業奨励金事業に係る企画提案書審査基準」に基づき採点した点数の合計）の最も高い提案者を契約候補者として選定します。得点の最も高い提案者が２者以上いる場合は、選定委員会で協議の上、契約候補者を選定します。

（２）選定委員会

①開催日時　企画提案書等の提出締切後に別途通知する。

②開催場所　同上

③企画提案の所要時間　プレゼンテーション　15 分以内（予定）

選定委員からの質問　15 分以内（予定）

④注意事項

ア 提案者は、他の提案者の企画提案を傍聴することはできない。

イ 参加人数は、１事業者２名までとする。

ウ 提案内容の説明は、本業務を実施する際の責任者が行うこと。

エ 選定委員会当日、新たな説明資料を追加することはできない。

オ パソコン、プロジェクター等の機材は使用できない。

カ 指定の時間に遅れた場合は、審査対象としない。

キ 応募多数の場合は、プレゼンテーションに先立ち書類選考を行う場合がある。

（３）審査結果の通知

審査結果については、提案者全員に電子メールで通知します。

なお、審査の経過については公表しません。

## ９　審査基準

審査は、審査基準の各項目について評価基準による５段階評価とし、選定委員会の委員５名が評価した結果の合計点を各企画提案者の得点とします（評価項目等については別紙審査基準参照。）。なお、選定にあたっての下限の得点は、300 点（総得点の 60%）とし、この点数を満たす企画提案がないときは、契約候補者なしとします。

## 10　委託契約の締結

（１）県は、契約候補者（その者が契約締結時までに「２応募資格」に定める要件に該当しなくなった場合、又は事故等の特別な理由により契約締結が不可能となった場合は、「８契約候補者の選定方法」において次点の者）と企画提案書等の内容をもとに、委託内容、条件、経費等について協議・調整を行ったうえで、予算の範囲内で委託契約を締結します。

（２）本事業の契約書は県で準備します。

（３）仕様書の内容及び契約候補者が提出した企画提案書の提案内容については、契約候補者と県との事前協議により変更することがあるので、見積書の見積金額が契約金額とならない場合があります。

（４）香川県会計規則第 149 条に基づき、契約保証金の納付を求めることがあります。

## 11　契約書作成の要否

要します。

## 12　電子契約の可否

（１）可とします。

※電子契約（契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用します。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要があります。

（２）電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を契約の候補者選定後の見積書提出時に電子メールにより提出してください。

（３）電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります。

## 13　その他

（１）応募に当たって必要な書類（企画提案書等を含む。）は、応募者の負担で作成し、提出された書類は返却しません。また、提出された書類の提出締切後の差替え、再提出は認めません。

（２）仕様書等は、企画提案以外の目的に使用することは禁じます。

（３）企画提案に応募した企業名等は、公表する場合があります。

（４）応募資格を満たさない者の提出した書類又は虚偽の記載のあった書類は無効とします。

（５）本件は、その契約に係る予算が議会で可決され、当該予算の施行が可能となったときに効力が生じます。

## 14　応募・照会先

〒760-8570　香川県高松市番町四丁目１番１０号
香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども政策課　藤目、吉村
ＴＥＬ：０８７－８３２－３２８７
ＦＡＸ：０８７－８０６－０２０７
E-mail：kosodate@pref.kagawa.lg.jp

## 15　スケジュール

11 月 17 日（火）　公告開始
11 月 26 日（木）　公告終了、応募意思表明書受付締切、質問受付締切
11 月 27 日（金）　応募資格要件の確認結果通知、企画提案書提出受付開始
11 月 30 日（月）　質問に対する回答期限
12 月　7 日（月）　企画提案書受付締切
12 月 11 日（金）　選定委員会(プレゼンテーション実施)の開催(予定)
12 月 14 日（月）　審査結果の通知(予定)
12 月 17 日（木）　見積書を徴収（予定）
12 月 18 日（金）　契約締結（予定）

別添１

# 企画提案書等の提出について

## １　提出書類

下記（ア）～（ウ）を作成して提出すること。

（ア）　企画提案書（任意様式。ただし、下記の内容を含むこと。）

| 内訳 | 記載内容 |
|---|---|
| 事業実施方針 | 事業全般に対する適切な理解及びコンセプトの明確な提示。 |
| 業務遂行能力 | 事業を適切に遂行するための技術やノウハウ、実績等。<br>業務の円滑な進行管理ができる人員・組織体制の整備。 |
| 企画提案力 | 事業の周知・募集<br>・効果が期待される提案をすること。 |
| | 対象事業者への支援・訪問<br>・それぞれの課題やニーズに応じた適切な個別支援・訪問の実施。 |
| | 本事業 Web サイトの構築・運用・保守・管理業務<br>・業務の円滑な遂行に必要な機能及びセキュリティ対策が講じられた提案をすること。<br>・「情報セキュリティ要件一覧」に定める第三者認証について、認証の種類、取得主体（提案者又は利用予定のサービス）及び取得状況を記載すること。 |
| | アンケート調査項目・実施方法・分析手法<br>・事業目的の達成状況及び今後の課題・ニーズを適切に把握し、改善等に活用できる提案をすること。 |
| | 実施スケジュール及び事業計画等<br>・適切かつ効果的な実施スケジュール及び事業計画の作成。 |

※Ａ４判（長辺とじ）を基本とする。ただし、図面等で縮小が困難なＡ３サイズの資料についてはＡ４サイズに折りたたむこと。

※企画提案書の内容は、見積金額の範囲内で実現できるものに限るものとし、別途新たに費用が生じるものは記載しないこと。

（イ）経費見積書（任意様式）

・各業務に係る経費の積算内訳について、具体的に示すこと。

・消費税及び地方消費税の額が分かるように記載すること。

（ウ）プレゼンテーション出席者名簿（様式４）

## ２　提出部数

（ア）企画提案書　　正本１部（表紙に事業者名を記載）
副本６部（副本には、商号、商標、事業者名が判別可能な文字・記号等は一切記載しないこと。）

（イ）経費見積書　　正本１部（事業者名を記載）
副本６部（副本には、商号、商標、事業者名が判別可能な文字・記号等は一切記載しないこと。）

（ウ）プレゼンテーション出席者名簿　　１部

別添２

# 令和８年度香川県男性育休・両立支援企業奨励金事業に係る企画提案書審査基準

選定委員会は、下記の企画提案評価表に従って、提案者から提出された企画提案書等を評価する。選定委員会の各委員（５名）が評価した結果の合計点を各提案者の得点とし、得点の最も高い提案者を契約候補者として選定する。得点の最も高い提案者が２者以上いる場合は、選定委員会で協議の上、契約候補者を選定する。
なお、審査にあたっての下限の点数は３００点とし、この点数を満たす企画提案がないときは、採用者なしとする。

１）評価項目　　（企画提案評価表）

| 要件項目 | 評価項目 | 配点 | 得点 |
|---|---|---|---|
| １　業務実施方針 | ・事業に対する理解は適切で、コンセプトの明確な提示ができているか。 | 10 | |
| ２　業務遂行能力 | ・事業を適切に遂行するための技術やノウハウ、実績等を有しているか。<br>・業務の円滑な進行管理ができる人員・組織体制が整っているか。 | 10 | |
| ３　企画提案力 | ・事業の周知・募集について、効果が期待できる提案がされているか。 | 20 | |
| | ・対象事業者のそれぞれの課題やニーズに応じた適切な個別支援・訪問を実施する提案となっているか。 | 20 | |
| | 本事業 Web サイトの構築・運用・保守・管理業務<br>・業務の円滑な遂行に必要な機能及びセキュリティ対策が講じられた提案となっているか。<br>・「情報セキュリティ要件一覧」に定める第三者認証について、認証の種類、取得主体（提案者又は利用予定のサービス）及び取得状況は適切か。 | 20 | |
| | ・アンケート調査項目、実施方法及び分析手法は、事業目的の達成状況及び今後の課題・ニーズを適切に把握し、改善等に活用できる提案となっているか。 | 10 | |
| | ・実施スケジュール及び事業計画について、適切かつ効果的であるか。 | 5 | |
| ４　経費 | ・各業務の遂行に係る経費明細が適切に提示されており、提案内容に対して、妥当な経費が見積もられているか。 | 5 | |
| 計 | | 100 | |

２）評価基準

各項目について、次のとおり５段階評価で採点し、各委員の評価点は 100 点とする。

| 評価 | 点数配分 | | |
|---|---|---|---|
| | 20 点の場合 | 10 点の場合 | ５点の場合 |
| 大変優れている | 20 点 | 10 点 | ５点 |
| 優れている | 16 点 | ８点 | ４点 |
| 普通 | 12 点 | ６点 | ３点 |
| やや劣っている | ８点 | ４点 | ２点 |
| 劣っている | ４点 | ２点 | １点 |